

35 坂戸市

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
			1 委任状(様式C-5)	
			2 法人市民税又は個人市民税の納税証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業所(本店、支店、営業所等)が坂戸市内にある場合が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの ・新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の適用を受けている場合は、坂戸市発行の徴収猶予通知書(写し)及び新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予であることがわかる書類も提出してください。
	-	-	3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
	-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可 証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
	-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業 所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の收受印が押印されているもの。收受印が表紙に押印されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の收受印のある)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。

【坂戸地区衛生組合への申請について】

令和5・6年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用しています。
そのため、坂戸地区衛生組合が発注する競争入札又は随意契約(見積り)に参加を希望する事業者は、坂戸市への競争入札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。

【坂戸市提出書類】の問合せ先

坂戸市 総合政策部 財政課 契約検査係

TEL:049-283-1331(内線246)

FAX:049-283-3903